

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十一号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）	法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>一 低炭素建築物新築等計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合 三六、〇〇〇円（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、五、〇〇〇円）</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画により建築等しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>1 住戸数が一戸のもの 三六、〇〇〇円</p>
--	--	--------------------	---

-
-
-
-
- 2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
七三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円)
 - 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
一〇二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一七、〇〇〇円)
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
一四三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二八、〇〇〇円)
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
二〇五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四七、〇〇〇円)
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
二九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
三九八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一三三、〇〇〇円)
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
五二一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一六八、〇〇〇円)
 - 9 住戸数が三〇〇戸
-

を超えるもの

六一一、〇〇〇円

(適合審査を受けた
場合は、一七九、〇
〇〇円)

三

低炭素建築物新築等
計画により建築等しよ
うとする建築物が一に
掲げる住宅以外の場合
にあつては、当該建築
物の住戸数の1から9
までに掲げる区分に応
じ当該区分に定める額
を、当該建築物の住宅
に係る共用部分(以下
この項において「共用
部分」という。)の床
面積の合計の10から15
までに掲げる区分に応
じ当該区分に定める額
を、当該建築物の工場
畜舎、自動車庫、自
転車駐車場、倉庫、観
覧場、卸売市場及び火
葬場その他エネルギー
の使用の状況に関して
これらに類する用途に
供する部分(以下この
項において「工場部分
」という。)の床面積
の合計の16から21ま
でに掲げる区分に応じ
当該区分に定める額を、
当該建築物の住戸、共
用部分及び工場部分以
外の部分(以下この項
において「非住宅部分
」という。)の床面積
の合計の22から27ま
でに掲げる区分に応じ
当該区分に定める額を、
それぞれ合算した額

1 住戸数が一戸のも
の 三六、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、五、〇〇〇
円)

2 住戸数が一戸を超
え五戸以内のもの
七三、〇〇〇円
(適合審査を受けた

-
-
-
-
- 10 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方
- 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
六一一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一七九、〇〇〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
五二一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一六八、〇〇〇円)
- 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
三九八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一三三、〇〇〇円)
- 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
二九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
二〇五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四七、〇〇〇円)
- 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
一四三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二八、〇〇〇円)
- 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
一〇二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一七、〇〇〇円)
- 場合、一〇、〇〇〇円

-
-
-
-
- メートル以内のもの
一一四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一〇、〇〇
〇円)
- 11 共用部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二八、〇〇
〇円)
- 12 共用部分の床面積
の合計が二、〇〇〇
平方メートルを超え
五、〇〇〇平方メー
トル以内のもの
二九三、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 13 共用部分の床面積
の合計が五、〇〇〇
平方メートルを超え
一〇、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの
三七六、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一三三、〇
〇〇円)
- 14 共用部分の床面積
の合計が一〇、〇〇
〇平方メートルを超
え二五、〇〇〇平方
メートル以内のもの
四五〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一六八、〇
〇〇円)
- 15 共用部分の床面積
の合計が二五、〇〇
〇平方メートルを超
えるもの
五二二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二〇九、〇
〇〇円)
- 16 工場部分の床面積
の合計が三〇〇平方
-

-
-
-
-
- メートル以内のもの
一一四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一〇、〇〇
〇円)
- 17 工場部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二八、〇〇
〇円)
- 18 工場部分の床面積
の合計が二、〇〇〇
平方メートルを超え
五、〇〇〇平方メー
トル以内のもの
二九三、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 19 工場部分の床面積
の合計が五、〇〇〇
平方メートルを超え
一〇、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの
三七六、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一三三、〇
〇〇円)
- 20 工場部分の床面積
の合計が一〇、〇〇
〇平方メートルを超
え二五、〇〇〇平方
メートル以内のもの
四五〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一六八、〇
〇〇円)
- 21 工場部分の床面積
の合計が二五、〇〇
〇平方メートルを超
えるもの
五二二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二〇九、〇
〇〇円)
- 22 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
-

-
-
-
-
- 方メートル以内のもの
二五二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一〇、〇〇
〇円)
- 23 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
四〇一、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二八、〇〇
〇円)
- 24 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートルを超
え五、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの
五七〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 25 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートルを超
え一〇、〇〇〇平方
メートル以内のもの
六九九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一三三、〇
〇〇円)
- 26 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、〇
〇〇平方メートルを
超え二五、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
八二四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一六八、〇
〇〇円)
- 27 非住宅部分の床面
積の合計が二五、〇
〇〇平方メートルを
超えるもの
九四〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二〇九、〇
〇〇円)
-

<p>法第五十四条第二項（法第五十五条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料</p>	<p>低炭素建築物新築等計画に係る建築物（法第五十五条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合において当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物</p>
--	------------------------------------	---

とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）
一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二一から二二までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの
七、〇〇〇円

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
一三、〇〇〇円

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
二六、〇〇〇円

五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを

超え一、〇〇〇平方
 メートル以内のもの
 四六、〇〇〇円
 6 床面積の合計が一、
 〇〇〇平方メートル
 を超え二、〇〇〇平
 方メートル以内のも
 の 六五、〇〇〇円
 7 床面積の合計が二、
 〇〇〇平方メートル
 を超え一〇、〇〇〇
 平方メートル以内の
 もの 一九〇、〇〇〇円
 8 床面積の合計が一
 〇、〇〇〇平方メー
 トルを超え五〇、〇
 〇〇平方メートル以
 内のもの 三一〇、〇〇〇円
 9 床面積の合計が五
 〇、〇〇〇平方メー
 トルを超えるもの 六〇〇、〇〇〇円
 二
 1 構造計算適合性判
 定対象建築物の用途
 が工場、自動車庫、
 倉庫その他規則で定
 めるもの（以下この
 項において「工場等
 」という。）の場合
 において、床面積の
 合計が一、〇〇〇平
 方メートル以内のも
 の 一二五、〇〇〇円
 （建築基準法第二十
 条第二号イ又は第三
 号イに規定する国土
 交通大臣の認定を受
 けたプログラム（以
 下この項において「
 大臣認定プログラム
 」という。）による
 ものについては、一
 一三、〇〇〇円）
 2 構造計算適合性判
 定対象建築物の用途
 が工場等の場合にお
 いて、床面積の合計

-
-
-
-
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合にお
-

いて、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三一四、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
ては、二七二、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるものの
三九〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
ては、三三六、〇〇〇円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
ては、一八六、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二六〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
ては、二二七、〇〇〇円)

-
-
-
-
- 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)
- 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
五六八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六一六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)
-

-
-
-
-
- 14 ○円)
構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
七一二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)
- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)
- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇〇、〇〇〇円
-

(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)

18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三五八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)

19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)

21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
六〇六、〇〇〇円

	法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円)</p> <p>一 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合</p> <p>一八、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、二、五〇〇円)</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る変更の認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>1 住戸数が一戸のもの 一八、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、二、五〇〇円)</p> <p>2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 三六、五〇〇円 (適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円)</p> <p>3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 五一、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、八、五〇〇円)</p> <p>4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 七一、五〇〇円 (適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)</p> <p>5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの</p>

- の
- 一〇二、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二三、五〇
〇円)
- 6 住戸数が五〇戸を
超え一〇〇戸以内の
もの
一四七、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、四二、〇〇
〇円)
- 7 住戸数が一〇〇戸
を超え二〇〇戸以内
のもの
一九九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、六六、五〇
〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸
を超え三〇〇戸以内
のもの
二六〇、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 9 住戸数が三〇〇戸
を超えるもの
三〇五、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八九、五〇
〇円)
- 三 低炭素建築物新築等
計画を変更しようとする
建築物が一に掲げる
住宅以外の場合にあつ
ては、当該建築物の住
戸数(既に当該計画の
認定を受けた住戸で変
更しない住戸を含む。)の
1から9までに掲げる
区分に応じ当該区分
に定める額を、当該建
築物の共用部分の床面
積の合計(既に当該計
画の認定を受けた部分
で変更しない部分に係
るものを含む。)の10
から15までに掲げる区
分に応じ当該区分に定
める額を、当該建築物

-
-
-
-
- の工場部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の16から21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の22から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額
- 1 住戸数が一戸のもの
一八、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、二、五〇〇円）
 - 2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
三六、五〇〇円
（適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円）
 - 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
五一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、八、五〇〇円）
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
七一、五〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円）
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
一〇二、五〇〇円
（適合審査を受けた場合は、二三、五〇〇円）
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
一四七、〇〇〇円
-

-
-
-
-
- 7 (適合審査を受けた
場合は、四二、〇〇
〇円)
住戸数が一〇〇戸
を超え二〇〇戸以内
のもの
一九九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、六六、五〇
〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸
を超え三〇〇戸以内
のもの
二六〇、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 9 住戸数が三〇〇戸
を超えるもの
三〇五、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八九、五〇
〇円)
- 10 共用部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートル以内のもの
五七、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、五、〇〇〇
円)
- 11 共用部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一四、〇〇
〇円)
- 12 共用部分の床面積
の合計が二、〇〇〇
平方メートルを超え
五、〇〇〇平方メー
トル以内のもの
一四六、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、四二、〇〇
〇円)
- 13 共用部分の床面積
の合計が五、〇〇〇
平方メートルを超え
-

-
-
-
-
- 一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)
- 14 共用部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 15 共用部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二六一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇四、五〇〇円)
- 16 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
五七、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円)
- 17 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)
- 18 工場部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四六、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円)
- 19 工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超える
-

-
-
-
-
- 一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)
- 20 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 21 工場部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二六一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇四、五〇〇円)
- 22 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一二六、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円)
- 23 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇〇、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)
- 24 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二八五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円)
- 25 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇円)
-

<p>○平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三四九、五〇〇円 (適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)</p> <p>26 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの 四一二、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)</p> <p>27 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 四七〇、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、一〇四、五〇〇円)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。